

平成28年度

事業計画書

社会福祉法人 コージー南国
障害者自立支援事業所なんこく

« 平成28年度 事業計画 »

« 法人事業計画 »

1、経営方針

法人の基本理念に基づき、事業所を利用する利用者の意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえ、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。

2、運営方針

障害者の自立と社会活動への参加を促進するために、就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援の各サービスを提供する。

3、運営目標

地域で生活する障害者(児)が、健康で文化的な生活を送る事が出来るよう、利用者に生活自立及び就労支援など必要な支援を行い社会生活での自立を促進する。

4、経営目標

昨年に引き続き、地域活動支援センター他の協力を得ながら、利用者の確保に努め可能な限り収支改善を図り、経営の安定化を図る。

① 法人としてのH28年度目標課題

イ 利用者の確保=前期目標

	現 員 数	前 期 目 標 数
生活介護	9名	12名
就労継続支援B型事業	3名	4名

ロ 利用者の確保=後期目標

事 業 区 分	前 期 数	後 期 目 標 数
生活介護	12名	15名
就労継続支援B型事業	4名	5名

2 加算を取り收入増につなげる。(前提条件=支援費加算要件を満たすこと)

- ① 職員待遇改善加算II(所定単位の2.1%) ⇒ 職員待遇改善加算I(所定単位の3.8%)
- ② 送迎加算II(13単位/回) ⇒ 送迎加算I(27単位/回)
- ③ 福祉専門職員配置加算II(10単位/回) ⇒ 福祉専門職員配置加算I(15単位/回)

5. 職員

(1) 基本姿勢

障害のある人達が、人としての尊厳が守れ、豊かな人生を自己実現できるよう職員として次の事に留意しながら、ニーズに応じたサービスの提供に努める。

- ① 利用者一人ひとりをかけがいのない存在として大切にします。
- ② 利用者一人ひとりの個性・主体性・可能性を尊びます。
- ③ 利用者のいかなる差別・虐待・人権侵害も許さず、人としての権利を尊びます。
- ④ 利用者が年齢・障害の状態などに関わりなく、地域社会を構成する一員として

の市民生活が送れるよう適切なサービスを行い、支援します。

- ⑤ 職員として、専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者の自己 実現に寄与できるよう努力します。
- ⑥ 障害のある人達が安全、安心に移動できるよう細心の注意を払います。特に送迎に関してドライバーは周りの状況を常に把握し、焦らず急がず安全運転に努めます。

6 職員資質の向上

イ 研修の実施

職員研修プログラムを作成し、OJT・OFFJT研修を実施することにより、職務評価表に基づく職務評価を行い、キャリアパス・キャリアアップを図り職員の資質向上を目指すと共に、法人の信頼性を高める、

ロ、OFFJT 研修内容（介護初任者研修に準ずる）

- ① 職務の理解、② 尊厳の保持・自立支援、③ 支援の基本、④ 支援福祉サービスの理解、⑤ 支援サービスにおけるコミュニケーション技術、⑥ 知的障害の理解、⑦ 障害全般の理解 ⑧ 心と体の仕組みと生活援助技術

研修科目	研修時間	実施月	備考
職務の理解	1.5 時間	4月	
尊厳の保持・自立支援	1.5 時間	5月	
支援の基本	1.5 時間	7月	
支援福祉サービスの理解	1.5 時間	8月	
支援サービスにおけるコミュニケーション技術	1.5 時間	9月	
知的障害の理解	1.5 時間	10月	
障害全般の理解	1.5 時間	11月	
支援費制度の理解	1.5 時間	12月	

ハ、施設外研修内容

- ① 県社協主催の新人職員研修、② 県社協主催の中堅職員研修 ③ 県知的障害者福祉協会主催のセミナー、④ 高知県主催のサービス管理責任者資格認定講習、⑤ 高知県主催の相談支援専門員資格認定講習、⑥ 日本知的障害者福祉協会主催の知的障害者援助専門員資格認定通信教育、⑦ 介護初任者研修、⑧ 介護実務者研修 ⑨ 介護福祉士受験講座

※（上記研修から受講要件を満たした職員から計画的に受講させる）

二、虐待と人権研修

虐待及び人権研修については、単なる知識として覚えるのみでなく、具体的虐待事例を通して、また、人権研修に関しても、具体的人権侵害事例を通して、人としての尊厳がいかに大切なのかを学び、日々の生活、支援業務で当たり前の実践ができる職員を育てる。

ホ、OJT 研修

- ① 介護支援（手洗い・ブラッシング・排泄支援等）
- ② コミュニケーション支援
- ③ 作業技術支援

7 コンプライアンスの徹底

役員はもとより、職員も職務に係る法令、制度、諸規則を遵守し、福祉法人・指定障害福祉サービス事業所としての信頼性を高める。

8、防災訓練

年4回実施を行い、実際の防災に備える。

訓 練 内 容	実 施 月	備 考
火 災 訓 練	5 月	消防訓練
避 難 訓 練	8 月	地震想定
火 災 訓 練	11月	避難訓練
避 難 訓 練	2 月	洪水想定

《 事業別 事業計画 》

(1) 事業の目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練及び、必要な介護・介助など、本人の意向を大切にしながら、支援を適切かつ効果的に行う。

(2)生活介護事業

イ、作業活動に意欲のある利用者には作業活動を通じて、働くことの大切さ(ものを作り出す、形に仕上げることの達成感、満足感等)を得ると共に、物事への集中力をつける。

また作業を分業することによって利用者仲間と協力し合うことにより、協調性を育み社会性を身につける。また、働いて成果を出せば報酬も得られるこの喜びを知る。

ロ、また、作業に集中して取り組めない利用者、本人の意向が作業中心ではない利用者、情緒の安定等の支援が優先される利用者は、それぞれの個別ニーズに合わせた支援を行う。

ハ、生活支援課題に取り組むのみでなく、利用者個々人の好きなこと、趣味や希望など、本人の意向に沿ったサービスメニューも取り込んだサービスの提供に努める。

(3) 就労継続支援B型事業

現在、B型の作業種目は、はま幸の箱折作業を中心に行っているが、新たな作業種目を開拓し、作業種目を複数にすることによって、新たな利用者の確保につなげると共に、可能な限り工賃のアップを図る。

イ、また施設外就労=一般就労希望者には、適切な支援を行い、受け入れ事業所と連携を取り、一般就労の実現を図る。

ロ、作業を主体に支援を行うと共に、作業の分業的取り組みを通して、利用者間の

仲間意識の醸成を図り、互いに協調性が持てるよう支援する。

2. 事業所の概要

法 人 名	社会福祉法人コーポレーション・ナガノ
所 在 地	高知県南国市久礼田 139-4
電 話 番 号	088-862-1084
代表者 氏名	理事長：山本 壽江
設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日

事 業 所 名	障害者自立支援事業所なんこく
管 理 者	事業所長：山本 壽江

3. 嘱託医・協力医療機関

医 療 機 関 名	南国病院	南国中央病院
医 師 名	中澤 宏之（主治医・嘱託）	山本 浩志
所 在 地	南国市大塙甲 1479-3	南国市後免町 3-1-27
電 話 番 号	088-864-3137	088-864-0001
診 療 科 目	神経内科、精神科、消化器内科 内科、リハビリテーション科 放射線科	内科、外科、整形外科、胃腸科 リハビリテーション科、婦人科 循環器科、脳神経外科
入 院 設 備	有り	有り

4. 苦情及び虐待に関する相談窓口

(1) 当事業所における苦情に関する受付

担当職員	小松美香（生活支援員）
受付時間	9:00 ~ 16:00（土・日・祝祭日を除く）
解決責任者	山本 壽江（施設長）
第三者委員	河上 雅彦（高知県社会福祉士会） 西内 章（高知県立大学 社会福祉学部）

※1階食堂にも苦情受付ボックスを設置

(2) 当事業所における虐待防止に関する受付

担当職員	長谷川憲隆（施設長補佐）・岸本加代（看護師）
受付時間	9:00 ~ 16:00（土・日・祝祭日を除く）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地	電話番号
南国市福祉事務所 社会係	南国市大塙甲 2301	088-880-6566
高知市役所 障害福祉課生活支援係	高知市本町 5-1-45	088-823-9378
香美市福祉事務所 福祉係	香美市土佐山田町宝町 1-1-4	088-753-3177
高知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-9007
高知県地域福祉部障害保健福祉課 (施設支援担当)	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9635

5. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応する。
防災設備	・自動火災報知機：有 ・誘導灯：有 ・消火器：有 ・ガス漏れ報知機：有 ・非常通報装置：有 ・カーテン等は防炎性能のある物を使用。 ・(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
平時の訓練	別途に定める消防計画書により、年4回、避難・防災訓練を実施する。
消防計画	消防署への届出日：平成 27 年 3月 防火管理者：公文 千喬
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入。 加入保険会社名：株式会社損保ジャパン 加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

(2)職員の配置状況（常勤換算）

職種	常勤	非常勤	指定基準
管理 者	1		1 以上
サービス管理責任者	1		1 以上
医 師		1	1 以上
看 護 師		1	1 以上
生 活 支 援 員	1	3(兼 1)	2. 6 以上
職 業 指 導 員	1	1(兼)	1. 3 以上
栄 養 士			無し
事 務 員	1	1(兼)	無し

(3)利用者数

事業区分	実人員(定員)
就労継続支援 B型	3 (10)
生活介護	11 (10)
合計	14 (20)

(4) 支援内容

サービスの種類	内 容	
	【なんこく】 作業内容	時期
① 生産活動	箱折り(菓子箱・豆箱)	通年
	廃油処理袋梱包	通年
	手袋形成	通年
	その他	適時
	職場実習	通年 (半日・終日)
② 相談援助	利用者及び保護者からの相談については、職員が誠意をもって対応し、可能な限りの支援を行う。特に利用者からの相談については、利用者の言語理解力や会話力に応じた適切な方法でコミュニケーションを図り、可能な限りの支援を行う。	
③ 健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録や看護師による適切なアドバイスを行う。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。	
④ 介護・介助	適切な技術を持って利用者の心身の状態に応じて自立支援及び日常生活の充実の為の介護・介助を行う。	
⑤ 食事の提供	利用者の嗜好及び健康状態などを考慮し、栄養バランスの取れた食事の提供を行う。(外注)	
⑥ 送迎	自主通勤が出来ない場合は希望により送迎を行う。	
⑦ 余暇活動	ゆとりある日中活動にするため、適時に余暇活動を取り入れる。(調理実習、買物実習、ジョギング他)	
⑧ 創作活動 音楽療法	主として生活介護サービス利用者を対象に、感性豊かな心を育むことを目的とし、個々に応じた活動を月数回程度実施する。	
⑨ 訓練 (就労継続支援B型)	日常生活や生産活動を通じ、一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行う。	
⑩ 職場実習 (就労継続支援B型)	事業所内実習・事業所外実習を行うことで一般就労に必要な知識や能力を身に付け、就労意欲の維持向上を目指す。	

工賃の支給について	① 個別支援計画に基づいた支援を行い年2回 (前期:4月～9月 後期:10月～3月)の工賃査定を行う。 ② 生産活動を通じて発生した事業収入から、必要経費を差し引いた額を工賃として利用者に支給する。 ③ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。
-----------	--

(6)日課表

[なんこく]

【なんこく】		
時間	就労支援B	生活介護
8:00～	利用者受入	利用者受入
9:00～9:30	サービス開始	サービス開始
9:00～10:00	体操・朝礼	体操・朝礼
10:00～11:00	作業	作業
10:30～10:45	休憩	休憩
11:15～12:00	作業	作業
12:00～13:00	昼食・休憩	昼食・休憩
13:00～14:20	作業	13:00～13:30 歯磨き指導 13:30～14:20 支援活動
14:20～14:50	体力作り・休憩	休憩
14:50～15:20	スケジュール作成 出高表作成	スケジュール作成 出来高表作成
15:20～15:50	掃除	掃除
15:50～16:00	終礼	
16:00		サービス提供終了
① サービス提供時間：9:00～16:00、 ② 荷物をロッカーに入れる。体温・血圧測定 ③ 支援活動＝音楽活動(月) 読み聞かせ(火) 創作活動(水) スポーツレク(木) 喫茶コーナー(金) 散歩(月～金) ※ 每水曜日は職員会のため 15:00 帰宅		

(7)行事予定

※別紙 平成28年度 年間行事予定参照

6. 日中一時支援事業（市町村が実施する地域生活支援事業）

(1)事業の目的

地域で生活する障害者(児)に対し、日中における活動の場を確保するとともに、利用者の家族や主支援者の一時的な負担軽減を図る。

また、地域で生活する障害者(児)が自立した日常生活を営むことができるよう自立生活に必要な訓練や生産活動の体験及び、必要な介護・介助などの支援を適切かつ効果的に行う。

(2)職員の配置状況

※就労継続支援 B 型・生活介護事業の職員配置とする。

(3)支援内容

サービスの種類	内 容
①日常生活訓練	利用者的心身の状態に応じ、日常生活に必要な訓練を行う。
②生産活動体験	運動機能の維持・向上・回復を目的とし、利用者の特性・能力に応じた生産活動を体験する事ができる。
③ 相談援助	利用者及び保護者からの相談については、職員が誠意をもって対応し、可能な限りの支援を行う。
④ 健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録や看護師による適切なアドバイスを行う。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。
⑤ 介護・介助	適切な技術を持って利用者的心身の状態に応じて自立支援及び日常生活の充実の為の介護・介助を行う
⑥ 食事の提供	利用者の嗜好及び健康状態などを考慮し、栄養バランスの取れた食事の提供を行う。
⑦ 送迎	自主通勤が出来ない場合は希望により送迎を行う。
⑧ 余暇活動	ゆとりある日中活動にするため、適時に余暇活動を取り入れる。 (創作活動、音楽療法、ジョギング他)

(4)利用者の受け入れ

- ① 特別支援学校の休日や長期休業日等に隨時、日中一時支援の受け入れを行う。
- ② 就労継続支援 B 型サービス及び、生活介護サービスの利用契約を前提とした体験利用として、日中一時支援の受け入れを行う。

(5)利用定員

1日2名までとする。(多機能事業の利用定員20名の空床型)

(6)登録先市町村

南国市・高知市・香美市

(7)運営規程、契約書、重要事項説明書、作成

(8)行事予定(平成28年度年間行事予定参照)

※ 別紙 平成28年度 年間行事予定参照